

Ⅱ 農林業経営体の部

この部には、2020年農林業センサス結果から農林業経営体に関する統計を収録しました。

1 2020年農林業センサス（農林業経営体調査）の概要

(1) 調査の目的

2020年農林業センサスは、我が国の農林業の生産構造、就業構造及び農山村等の農林業をとりまく実態を明らかにするとともに、我が国の農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施しました。

(2) 調査期日

令和2年2月1日現在で実施しました。

(3) 調査対象

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者。

(4) 調査方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により実施しました。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による面接調査（他計報告調査）の方法をとりました。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンライン調査により調査票を回収する方法も可能としました。

ただし、家畜伝染病の発生等に起因して統計調査員の訪問が困難な場合は、郵送により調査票を配布、回収する方法も可能としました。

2 2020年農林業センサス（農林業経営体調査）の主な変更点

(1) 調査対象の属性区分の変更

2005年農林業センサスで農業経営体の概念を導入し、2015年調査までは、家族経営体と組織経営体に区分していました。2020年調査では、法人経営を一体的に捉えるとの考えのもと、法人化している家族経営体と組織経営体を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体としました。

(2) 調査項目の見直し

ア 調査項目の新設

- (ア) 青色申告の実施の有無、正規の簿記、簡易簿記等の別
- (イ) 有機農業の取組状況
- (ウ) 農業経営へのデータ活用の状況

イ 調査項目の削減

- (ア) 自営農業とその他の仕事の従事日数の多少（農業就業人口の区分に利用）
- (イ) 世帯員の中で過去1年間に自営農業以外の仕事に従事した方の有無（専兼業別の分類に利用）
- (ウ) 田、畑、樹園地の耕作放棄地面積
- (エ) 農業機械の所有台数
- (オ) 農作業の委託状況
- (カ) 農外業種からの資本金、出資金提供の有無

3 用語の解説

(1) 農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

ア 経営耕地面積が30a以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

- | | |
|-----------|--------------------|
| ①露地野菜作付面積 | 15 a |
| ②施設野菜栽培面積 | 350 m ² |

10 農林業経営体の部

③果樹栽培面積	10 a
④露地花き栽培面積	10 a
⑤施設花き栽培面積	250 m ²
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽

⑪その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模

ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200 m³以上の素材を生産した者に限る。）

(2) 農業経営体

農林業経営体のうち、ア、イ又はエのいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

(3) 林業経営体

農林業経営体のうち、ウ又はオのいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

(4) 個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいいます。なお、法人化して事業を行う経営体は含みません。

(5) 団体経営体

個人経営体以外の経営体をいいます。

(6) 法人化している（法人経営体）

農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいいます。

(7) 農事組合法人

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいいます。

(8) 「会社」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 株式会社

会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいいます。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含みます。

イ 合名・合資会社

会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいいます。

ウ 合同会社

会社法に基づき、合同会社又は組織形態をとっているものをいいます。

(9) 「各種団体」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 農協

農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当します。

イ 森林組合

森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当します。

ウ その他の各種団体

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当します。林業公社（第3セクター）もここに含めます。

(10) その他の法人

農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO法人などが該当します。

(11) 地方公共団体・財産区

「地方公共団体」とは、都道府県及び市町村をいいます。また、「財産区」とは、地方自治法(昭和 22 法律第 67 号)に基づき、市町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいいます。

(12) 農産物販売金額

肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額(消費税を含む。)をいいます。

(13) 単一経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 8 割以上の経営体をいいます。

(14) 複合経営経営体

単一経営以外をいい、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 8 割未満(販売のなかった経営体を除く)の経営体をいいます。

(15) 経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地(けい畦を含む田、畑、樹園地)をいい、自ら所有している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計をいいます。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別面積としています。

(16) 農作業の受託

農家等から農作業の全部又は一部を請け負うことをいいます。

(17) 農業生産関連事業

「農産物の加工」、「小売業」、「観光農園」、「貸農園・体験農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」及び「海外への輸出」など農業生産に関連した事業をいいます。

ア 農産物の加工

販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多少にかかわらず用いて加工している事業をいいます。

イ 小売業

自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売している(インターネットや行商などにより店舗をもたないで販売している場合を含む。)事業や、消費者などと販売契約して直送する事業をいいます。
なお、自らが経営に参加していない直売所等は含みません。

ウ 観光農園

農業を営む者が、観光客等を対象に、自ら生産した農産物の収穫等の一部の農作業を体験させ又はほ場を觀賞させて、料金を得ている事業をいいます。

エ 貸農園・体験農園等

所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ている事業をいいます。

なお、自己所有耕地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含みません。

オ 農家民宿

農業を営む者が、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)に基づき都道府県知事等の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいいます。

カ 農家レストラン

農業を営む者が、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づき、都道府県知事等の許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいいます。

キ 海外への輸出

農業を営む者が、収穫した農産物等を直接又は商社や団体を経由(手続きの委託や販売の代行のため)して海外へ輸出している場合、又は輸出を目的として農産物を生産している場合をいいます。

ク 再生可能エネルギー発電

農林地等において再生することが可能な資源(バイオマス、太陽光、水力等)から発電している事業をいいます。

(18) 青色申告

不動産所得、事業所得、山林所得のある人で、納税地の所轄税務署長の承認を受けた人が確定申告を行う

12 農林業経営体の部

際に、一定の帳簿を備え付け、日々の取引を記帳し、その記録に基づいて申告する制度をいいます。

ア 正規の簿記

損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式（一般的には複式簿記）を行っている場合をいいます。

イ 簡易簿記

「正規の簿記」以外の簡易な帳簿による記帳を行っている場合をいいます。

ウ 現金主義

現金主義による所得計算の特例を受けている場合をいいます。

(19) 有機農業

化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しない農業のことで、減化学肥料・減農薬栽培は含みません。

また、自然農法に取り組んでいる場合や有機 JAS の認証を受けていない方でも、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しないで農業に取り組んでいる場合を含みます。

(20) 農業経営を行うためにデータを活用

効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（財務、市況、生産履歴、生育状況、気象状況、栽培管理などの情報）を活用することをいい、次のいずれかの場合をいいます。

ア データを取得して活用

気象、市況、土壌状態、地図、栽培技術などの経営外部データを取得するツールとしてスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話、新聞などを用いて、取得したデータを効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいいます。

イ データを取得・記録して活用

「データを取得して活用」で取得した経営外部データに加え、財務、生産履歴、栽培管理、ほ場マップ情報、土壌診断情報などの経営内部データをスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話などを用いて取得したものをこれに記録して効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいいます。

ウ データを取得・分析して活用

「データを取得して活用」や「データを取得・記録して活用」で把握したデータに加え、センサー、ドローン、カメラなどを用いて、気温、日照量、土壌水分・養分量、CO₂濃度などのほ場環境情報や、作物の大きさ、開花日、病気の発生などの生育状況といった経営内部データを取得し、専用のアプリ、パソコンのソフトなどで分析（アプリ・ソフトの種類、分析機能の水準などは問わない。）して効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいいます。

(21) 個人経営体及び農業専従者

ア 主業経営体

農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいいます。

イ 準主業経営体

農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいいます。

ウ 副業的経営体

調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいいます。

エ 農業専従者

調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいいます。

(22) 農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいいます。

(23) 基幹的農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいいます。

(24) 農家

調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が15万円以上の世帯をいいます。

なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料

とする加工を行うことをいいます。

ア 販売農家

経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円以上の農家をいいます。

イ 自給的農家

経営耕地面積が30 a 未満でかつ調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円未満の農家をいいます。